

**神栖市議会議員一般選挙**（平成20年2月10日執行）における  
**投票の効力に関する調査報告書**

平成20年4月11日  
神栖市選挙管理委員会

## 〈 目 次 〉

1	はじめに .....	1
2	選挙の事前準備から開披再点検までの事実経過 .....	2
3	今回の問題及び原因 .....	7
4	再発防止策 .....	10
5	総 括 .....	12
6	おわりに .....	13

## 1 はじめに

平成20年2月10日執行の神栖市議会議員一般選挙（以下「今回の選挙」という。）において、神栖市選挙管理委員会（以下「選管」という。）事務局は、「後藤純一郎」と記載された票を後藤潤一郎候補者（以下「後藤候補」という。）と泉純一郎候補者との混記投票<sup>注1)</sup>により無効と判断したため、選挙長<sup>注2)</sup>が無効と決定した。

この結果を受け、後藤潤一郎氏から2月12日付で異議申出が提出され、2月19日に選管において受理をした。その結果、開披再点検<sup>注3)</sup>を2月26日に実施することを決定した。開披再点検により、「後藤純一郎」と記載された票に有効、無効の判断ミスが生じていたのを確認した。

本件は、後述のとおり、選管事務局がいくつかのミスを積み重ね、引き起こしたものであり、市民全体の選挙事務に対する信用を揺るがした重大な問題である。

本報告書は、関係者からの聞き取り及び読取分類機の検証等を通して、原因と再発防止策を取りまとめたものである。

### 注1) 混記投票

投票用紙に記載された氏名が一の候補者の氏と他の候補者の名から成っているもののように二人以上の候補者の氏名が混同されている投票をいいます。

### 注2) 選挙長

開票事務において、投票の有効、無効の判定について、決定する重要事務を担当するものです。

### 注3) 開披再点検

開票が確定された投票済みの投票用紙を再度確認することです。

## 2 選挙の事前準備から開披再点検までの事実経過

選挙の事前準備から開披再点検までの事実経過は、以下のとおりである。

### (1) 事前準備

選管事務局（書記長，書記長補佐2名及び書記7名の合計10名）は，今回の選挙に備え，平成20年1月18日，職員304名に対し選挙事務の委嘱を行うとともに，「投票・開票事務説明会資料」を作成し，1月30日，選挙事務委嘱職員に対し，説明会を実施した。

### (2) 開票において無効票と判断した経緯

今回の選挙の開票は，2月10日午後7時30分から神栖市民体育館において，選挙長の宣言により開始し，開票作業を全職員で実施した。

開票事務の流れは，4頁の図1のとおりである。

読取分類機係は，1班3人の体制からなり，開箱した票を読取分類機3台により，「あ行候補者」，「か・さ行候補者」，「た・な行候補者」，「は・ま行候補者」，「や・わ行候補者」，「読取不能票<sup>注4)</sup>」，「あん分票<sup>注5)</sup>」，「白票」の8つに大分類し，分類された票を分類係，読取不能審査係及び審査係へ回付した。

分類係は，1班7人の体制からなる4つの班により，読取分類機にて大分類された票を選管事務局の指示に従い，候補者ごとの名簿やあん分票の資料をもとに，各班で仕分けをした。後藤候補の記載された票は，「か・さ行候補者」を担当する班において候補者ごとに仕分けをした。仕分けした有効票は点検係へ，そうでない票（誤記したもの，他事を記載したもの，単に記号・符号を記載したもの等をいう。以下「疑問票」という。）は審査係へ回付した。

点検係は，1班6人の体制からなる4つの班により，分類係から回付された票を選管事務局の指示に従い，候補者ごとの名簿やあん分票の資料をもとに，各班でチェックをした。後藤候補の記載された票は，「か・さ行候補者」を担当する班において候補者ごとにチェックをした。チェック方法は，候補者ごとの票を2人1組で目視により2回チェックするもので，チェックを終

えた有効票は計数係へ，疑問票は審査係へ回付した。

読取不能審査係は，6人体制により，候補者ごとの名簿やあん分票の資料をもとに，読取分類機で読取不能と分類された票を審査し，有効票は点検係へ，疑問票は審査係へ回付した。

審査係は，5人体制により，読取分類機で「あん分票」，「白票」に分類された票及び分類係，点検係，読取不能審査係から回付された疑問票を(財)地方財務協会発行の「投・開票事務ノート」及び事前に作成した審査表をもとに投票の有効，無効の審査をして，有効票は計数係へ回付し，疑問票は選管事務局と協議した。疑問票のうち「後藤純一郎」と記載された15票及び「泉潤一郎」と記載された2票の計17票は，「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として，審査係と選管事務局で協議し，混記投票により無効と判断した。その協議結果を選挙立会人10人へ説明し，選挙長が選挙立会人の意見を聴き，無効と決定したものである。

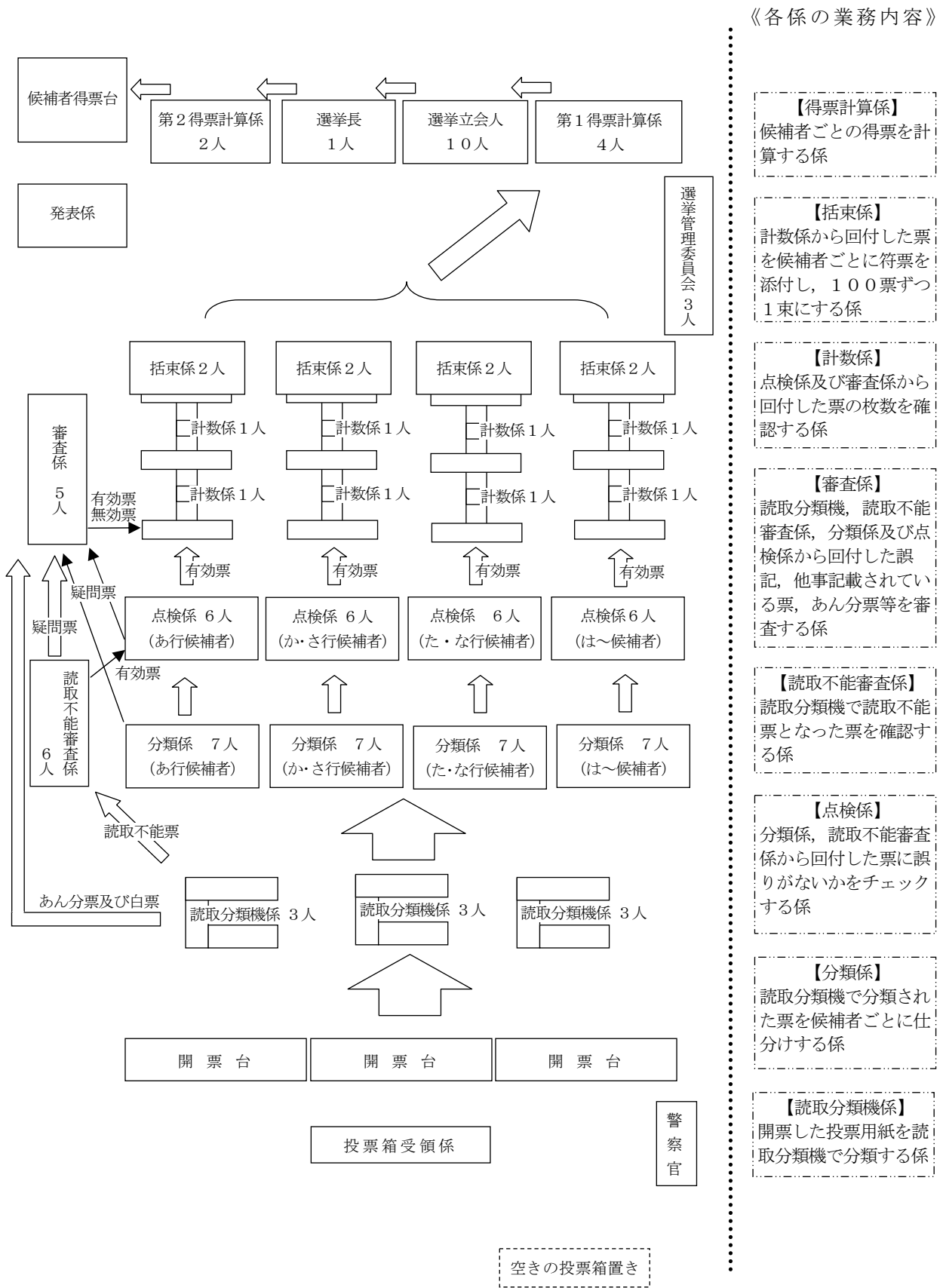
#### 注4) 読取不能票

読取分類機により識別できなかった票をいいます。草書体やくせ字などにより識別できなかった票を含みます。

#### 注5) あん分票

同じ氏や名の候補者がおり，投票用紙に氏のみ，又は名のみが記載されている場合，どちらの候補者に投票されたものなのか判断ができないため，このような場合には，関係する候補者の有効得票数に応じて，あん分し，それぞれに加えることです。

図1 (開票事務の流れ)



### (3) 異議申出に至る経緯

開票事務において、審査係は「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」71票のうち「後藤純一郎」と記載された票を混記投票により無効であることを選管事務局と協議し、その旨を選挙立会人に説明を行い、選挙長が選挙立会人の意見を聴き、無効と決定した。その後、全候補者の得票数が確定し、選挙会<sup>注6)</sup>において選挙立会人及び選挙長が選挙録に署名押印し、当選者等を決定した。その後、選挙立会人3人から無効票の中に、後藤候補の有効と思われる投票があったと後藤潤一郎氏に報告がなされたとして、2月12日に異議申出が選管へ提出された。

### (4) 開披再点検における有効票・無効票の事実経過

開披再点検にあたっては、選管において初めてのことであることから、より慎重な対応が必要であり、茨城県選挙管理委員会等の意見を聴き、調整を図ったのち、2月26日に開披再点検を神栖市中央公民館1階小ホールにて、午前9時30分から実施した。

開披作業は、開披台に置かれた投票用紙を封印した箱の中からすべての投票済みの票を取り出し、候補者ごとの有効票と無効票に分けた。

有効票は、候補者名が記載された符票が添付してある100票で括束された票を有効票の点検係へ回付し、2人1組になり2回チェックを行った。

無効票は、無効票等を点検する係において「後藤純一郎」と記載された無効票15票を確認した。

後藤候補の符票が添付してある有効票の中に「後藤純一郎」と記載された票(表1)が15票あったため抽出し、無効票等を点検する係へ回付した。

これらのことから、「後藤純一郎」と記載された票が、無効票等を点検する係において、30票あることが判明した。

この票の流れは、次頁の図2のとおりである。

#### 注6) 選挙会

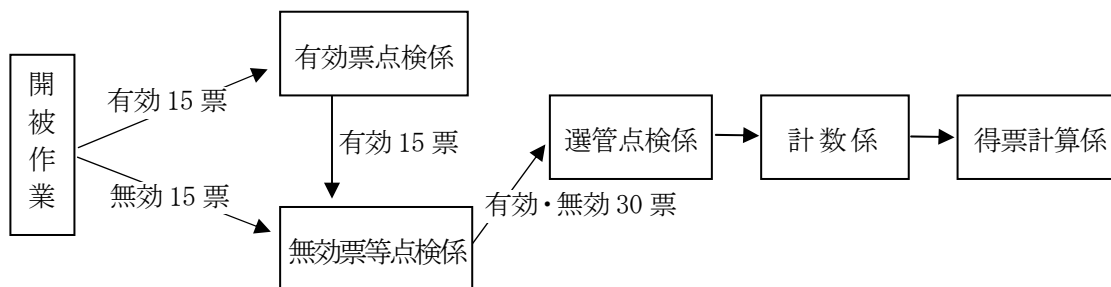
開票事務を行った結果に基づき、当選人を決定する役割を担っています。選挙長と選挙立会人で構成され、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて当選人を決定します。

表 1 (後藤純一郎と記載されていた票)

符票番号	符票の該当候補者名	後藤純一郎と記載されていた票数
1	後藤 潤一郎	0
2	後藤 潤一郎	0
3	後藤 潤一郎	1
4	後藤 潤一郎	2
5	後藤 潤一郎	0
6	後藤 潤一郎	2
7	後藤 潤一郎	1
8	後藤 潤一郎	4
9	後藤 潤一郎	3
10	後藤 潤一郎	2

※ 符票は100票で括束しているが、符票番号10については、85票で括束している。

図 2 (後藤純一郎と記載された票の流れ)



### 3 今回の問題及び原因

#### (1) 読取分類機による問題

開票した票は、読取分類機により、「あ行候補者」、「か・さ行候補者」、「た・な行候補者」、「は・ま行候補者」、「や・わ行候補者」、「あん分票」、「白票」、「読取不能票」の8つに分類した。

読取分類機は、投票用紙に記載された候補者の氏名を概ね70パーセントの精度で識別判断するものである。候補者氏名の識別は、楷書体により記載された票は高い確率で識別されるが、草書体やくせ字などの読み取りにくいものは識別され難いものである。

また、1台の読取分類機から今回の開票データを分析した結果、読取処理した約18,900票のうち約18,000票が有効票に、約900票が読取不能票等に分類され、投票数の約90～95パーセントが有効票として分類されたことが判明した。

本件発生後、読取分類機を使用しての検証は、選管事務局において60票の「後藤純一郎」と記載した類似票を作成し、今回の選挙と同じ設定内容にして読取検証を行った。検証結果としては、55票が有効票に、5票が読取不能票等に分類された。「後藤純一郎」と記載された票は「か・さ行候補者」の票に約90パーセント、「読取不能票等」に約10パーセントの割合で仕分けされることが判明した。

選管事務局としてこのような結果となることは、すでに何回かの選挙を通じて読取分類機を利用していることから、当然に把握しておくべきことであったが、投票用紙に記載された識別がどのように分類されるのかについての共通認識がなかったことから、開票事務従事者に対し、具体的な指導を行うことが出来なかったことが問題であった。

#### (2) 分類係による原因

分類係は、1班7人体制で、選管事務局の指示に従い、候補者ごとの名簿やあん分票の資料をもとに、読取分類機で分類された票の仕分け作業を行った。後藤候補の記載された票は、「か・さ行候補者」を担当する班において仕分けし、有効票は点検係へ、疑問票は審査係へ回付した。

疑問票は、いくつか存在しており、「後藤純一郎」と記載された票を含め、

1字違いや他事記載などは分類係で判断せず、疑問票として審査係へ回付することになっていたが、有効票として判断し、点検係へ回付してしまった票もあった。

このことは、選管事務局から係員へ1字違いなどを疑問票にするなどの具体的な指示事項が徹底されていなかったことが原因である。

### (3) 点検係による原因

点検係は、1班6人体制で、選管事務局の指示に従い、候補者ごとの名簿やあん分票の資料をもとに、分類係及び読取不能審査係から回付されてきた票を2人1組になり、候補者ごとの票を2人でそれぞれ1票ずつ目視によるチェック作業を行った。点検の結果、有効票は計数係へ、疑問票は審査係へ回付した。

点検作業では、候補者名に誤記等があるかをチェックするものであったが、「後藤純一郎」と記載された票が有効票として計数係へ回付された票もあり、また、疑問票として審査係へ回付された票もあった。

このことは、選管事務局から係員へ1字違いなどを疑問票にするなどの具体的な指示事項が徹底されていなかったことが原因である。

### (4) 審査係による原因

2月6日、審査係内で審査事務の打合せを行い、開票日に備えた。

開票日当日、審査係は、5人体制で行い、読取分類機からは、あん分票及び白票を、読取不能審査係、分類係及び点検係からは、各係において確認した疑問票を審査した。

疑問票は、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」「2人以上の候補者の氏名を記載したもの」「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」「白紙投票」「単に雑事を記載したもの」「単に記号、符号を記載したもの」「点字投票」「あん分票」等の事由により、仕分けをした。

仕分けした票は、「投・開票事務ノート」及び事前に作成した審査表をもとに審査し、符票を付けることにより、選挙立会人及び選挙長が容易に判断できるようにした。

疑問票のうち、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」の71票

中に「後藤純一郎」と記載された15票及び「泉潤一郎」と記載された2票の合計17票があり、審査係と選管事務局で有効、無効の判断を行った結果、「後藤潤一郎」、「泉純一郎」が候補者の氏名であることから、どちらに投票したか判断できないため、混記投票により無効と判断し、選挙長が選挙立会人の意見を聴き、無効と決定したものである。

今回の判断は、選管事務局及び審査係が誤記と読むのか又は混記投票による有効、無効とするのかの知識が不足していたことが原因である。

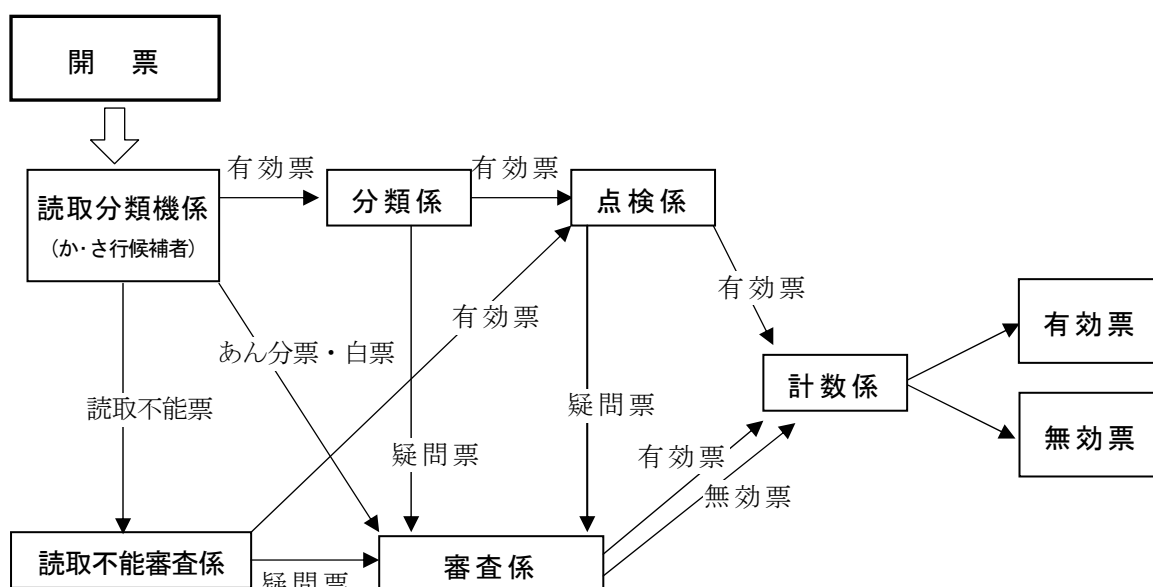
以上（１）から（４）のことを踏まえ検証した結果、２月３日の告示日において、選管事務局が「後藤潤一郎」及び「泉純一郎」の候補者氏名から誤記投票を想定できなかったことが大きな要因であり、また、選管事務局において「後藤純一郎」と記載された票を混記投票により無効と判断したことは、投票による効力<sup>注7)</sup>の知識が不足していたこと、選管事務局が開票事務従事者に対し、疑問票の扱いについて具体的な指示事項を徹底していなかったことにより生じたものである。

上記の票の流れは、次の図３のとおりである。

#### 注7) 投票による効力

その投票が有効か無効か、ということです。その決定は、選挙立会人の意見を聴いたのち、選挙長が行います。

図3 (か・さ行候補者の票の流れ)



## 4 再発防止策

事実経過及び原因を踏まえ、疑問票の取り扱いに対するより具体的なマニュアルの作成、開票を想定した全体リハーサルの実施、ミスは許されない業務であるという認識の徹底など、多くの課題を整理し、今後の再発防止策を次のとおり実施する。

### (1) 疑問票対応マニュアルの作成

選管事務局は、審査係の担当者と事前打合せの回数を増やし、候補者氏名から問題となりうる事項を想定し、あらかじめ有効、無効となる場合をできるだけ明確にしておく。

さらには、適正な判断をするため、茨城県選挙管理委員会等に意見を聴き、事前に投票の効力に関する判定マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図る。

### (2) 立会いの実効性の確保

選管事務局は、選挙立会人への説明会を2回実施する。

最初に、業務内容及び職務の役割を把握していただくための説明会を行う。

次に、疑問票の有効、無効の判定マニュアルに基づき、投票の効力について、選挙立会人へ十分かつ理解し易い説明会を行う。

また、選挙立会人は、開票所内を自由に巡回でき、開票作業が正確かつスムーズに執り行われていることを自分で確かめることができるようにする。

これらのことを実施することにより、立会いの実効性を高め、開票の適正化及び公正性の確保を図る。

### (3) 開票体制の見直し

開票作業は、事実経過の図1のとおり進められたが、今回の選挙での反省を踏まえ次のように変更し、改善する。

①分類係は、班の数を増やし、それぞれの班において分類する候補者の数を減らす。

②点検係を第1点検係（内容点検）及び第2点検係（最終内容点検）とし、

- 複数のチェック体制を作り、有効票に疑問票が混入することを防止する。
- ③読取不能審査係及び審査係の機能を集約し、疑問票等を1箇所では審査することにより、混記投票等の判断の誤りを防止する。

#### (4) 適切な人員配置

開票作業は、事実経過の図1のとおり的人员配置であったが、各係に管理職員や過去の選挙事務経験の有無を考慮し、適切な人員配置を行う。

各係は、相互に協力することにより、よりスムーズな開票作業ができるようにする。

また、指揮統制機能の強化を図るため、開票所内の秩序保持と進行管理を行う開票事務進行管理責任者を配置する。

なお、開票事務進行管理責任者には書記長補佐を充てる。

#### (5) 職員の選挙事務研修会等の実施

選管事務局は、詳細な事務打合せ回数を増やし、自ら選挙に対する意識を高め、役割を明確にする。

開票事務の主任及び副主任に対して実施していた事務説明会を従事者全員が参加できるように研修会を数回実施する。また、選管事務局を各係の担当に割り振り、係ごとの研修会も実施する。

研修会では、事務従事する職員に業務内容及び役割を十分に説明し、選挙事務は絶対にミスの許されない業務であることを認識させる。

また、開票シミュレーションを実施し、選挙事務に従事する職員の意識を向上させ、併せて、研修会資料を電子掲示板に掲載し、選挙事務に関する知識や事務取扱を事務従事する全職員に周知徹底させる。

選挙日の前日には、従事者全員で開票所を設営し、開票のリハーサルを実施することにより開票事務に対する動機付けを行うとともに、事務従事する全職員が選挙事務態勢に入るよう意識を改める。

## 5 総括

今回のミスは、総じて投票された一票の重みに対する認識の甘さが招いたものであって、選挙事務全般に対する緊張感が緩んでいたものと言わざるを得ないものである。

選管事務局において、開票事務の事前準備が十分に行われなかったことをはじめ、誤記及び混記投票の有効、無効についての勉強不足や各係員への疑問票に対する指示事項の徹底ができなかったことなどいくつかの原因が重なり合っただけで今回のミスが引き起こされたものであり、分類係、点検係など複数のチェック箇所があったにも関わらず有効票に疑問票が混入したという結果に至ったものである。

選管事務局の執行体制としては、総務部長を書記長としてすでに任命しており、選挙事務の執行体制と組織の強化に努めているところである。また、投票された一票の重みを改めて自覚し、選挙事務全般にわたり詳細な研修を行うことなどにより、選挙事務に携わる職員の意識改革を図る必要がある。

## 6 おわりに

選挙管理委員会における，原因の究明及び再発防止策の検証結果は，上述のとおりですが，改めて，選挙事務においては，慎重のうえにも慎重を期し，2重3重4重のチェックを行うという姿勢が不可欠であります。

今後，今回のミスによって失われた選挙事務に対する市民の信頼を取り戻すためにも，選挙事務の執行に際しては，すべての事務が，民主主義の根幹に関わる重要なものであることを再認識し，二度とこのようなミスを起こさないという強い決意と緊張感を持って取り組んでまいります。

今回の選挙の開票事務におきましては，有効，無効の判断に誤りがあり，関係者の皆様をはじめ，市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は，選挙事務全般の見直しを図り，再発防止と選挙に対する信頼回復に誠心誠意努めてまいります。